平成１５年（排）第４号

排　除　命　令

東京都江戸川区中央一丁目２９番４号
株式会社サンリッチ三島
同代表者　代表取締役　福　家　文　吉

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社サンリッチ三島は，同社が営む「サンリッチ三島」と称する有料老人ホームの入居者募集に関し，一般消費者の誤認を排除するために，次の事項を速やかに公示するとともに，同老人ホームの入居者に通知しなければならない。この公示及び通知の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1) 平成１４年４月ころ発行の社団法人全国有料老人ホーム協会の「会員ホームガイド　輝Ｎｏ．２０」と称する冊子及び同年１月１日付けの重要事項説明書において行った，介護居室の利用料金が入居一時金に含まれており，別途料金を負担することなくすべての介護居室が利用できるかのような表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，同老人ホームにおいて提供するサービスの取引条件について，実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨

(2) 前記重要事項説明書において行った，同老人ホームにおいて夜間には要支援者・要介護者６名当たり介護職員１名を配置しているかのような表示及び平成１２年４月ころ以降に配布したリーフレットにおいて行った，全居室が南向きであるかのような表示は，いずれも事実と異なるものであり，かかる表示は，同老人ホームにおいて提供するサービスの内容及び同老人ホームの施設の内容

について，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示である旨

2　株式会社サンリッチ三島は，前項記載の表示に係る「サンリッチ三島」と称する有料老人ホームの提供するサービスの取引条件又は同老人ホームの提供するサービスの内容若しくは同老人ホームの施設の内容についての各表示内容と，実際の同老人ホームの提供するサービスの取引条件又は同老人ホームの提供するサービスの内容若しくは同老人ホームの施設の内容とが適合するように改善措置を講じるとともに，同老人ホームの入居者に当該改善措置の内容を通知しなければならない。この改善措置の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

3　株式会社サンリッチ三島は，今後，有料老人ホームの入居者募集に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，有料老人ホームにおいて提供するサービスの取引条件又は有料老人ホームにおいて提供するサービスの内容若しくは有料老人ホームの施設の内容について，実際のものよりも著しく有利又は優良であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

4　株式会社サンリッチ三島は，第１項に基づいて行った公示及び通知並びに第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社サンリッチ三島は，肩書地に本店を置き，静岡県三島市において「サンリッチ三島」と称する有料老人ホーム（以下「サンリッチ」という。）を営む事業者である。

2　株式会社サンリッチ三島（以下「サンリッチ三島」という。）は，サンリッチの入居者の募集に関し，サンリッチの施設の概要，入居の条件，入居費用，介護サービスの内容及び費用，介護にかかわる職員体制等を，社団法人全国有料老人ホーム協会が毎年４月ころに発行する「会員ホームガイド　輝」と称する冊子に掲載しているほか，サンリッチ三島が作成するサンリッチのリーフレット，重要事項説明書等に記載して，入居希望者に配布している。

3　サンリッチ三島は，サンリッチにおける介護居室の利用料について，平成１４年４月ころ発行の社団法人全国有料老人ホーム協会の「会員ホームガイド　輝　Ｎｏ．２０」と称する冊子において，「入居一時金について」として，「●入居一時金の使途　一般居室、介護居室、共用施設の終身利用権取得費用（家賃相当分）」と，また，「介護サービスと費用」として，「●常時介護の場所　・介護居室にて終身介護いたします。」，「・介護居室は個室または２～４人室となります。※居室変更時においては本人による個室または２～４人室の選択は可能です。」等と記載し，さらに，平成１４年１月１日付けの重要事項説明書において，「６．サービスの内容」として，「入居一時金（介護費用の一時金を除く）に含まれるサービス」の項に「一般居室・介護居室・共用施設の利用、入居者基金の保険料など。」と記載することにより，あたかも，一般居室から介護居室へ移る場合において，当該介護居室の利用料金が入居一時金に含まれており，別途料金を負担することなくすべての介護居室が利用できるかのように表示しているが，実際には，介護居室７室のうち，個室３室については１か月約３０，０００円，２人部屋１室については１人当たり１か月約１２，０００円の利用料を別途徴収しているものである。

4　サンリッチ三島は，サンリッチにおける夜間の介護体制について，前記重要事項説明書において，「８－２．特定施設入所者生活介護の事業指定にかかわる事項（平成１４年１月１日現在）」として，「参考：事業者指定にかかわる従業者の勤務体制の概要」の「介護職員」の項に「・夜間は、原則として職員１人あたり入居者６名のお世話をします。」と記載することにより，あたかも，夜間には要支援者・要介護者６名当たり介護職員１名を配置しているかのように表示しているが，実際には，要支援者・要介護者１７名当たり介護職員１名しか配置していないものである。

5　サンリッチ三島は，サンリッチにおける居室の方位について，平成１２年４月ころ以降に配布した「隣接する協力病院と連携。温泉・医療・介護をお届けするシニアのための専用住宅」と題するリーフレットにおいて，「全居室南向き」と大きく記載の上，「一般居室Ａ′タイプ」，「介護居室」，「介護居室個室」等の写真を掲載することにより，あたかも，これら全居室が南向きであるかのように表示しているが，実際には，介護居室７室のうち４室は北西向きである。

法　令　の　適　用

上記３の事実によれば，サンリッチ三島は，サンリッチにおいて提供するサービ

スの取引条件について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，不当景品類及び不当表示防止法第４条第２号の規定に違反し，また，上記４及び５の事実によれば，サンリッチ三島は，サンリッチにおいて提供するサービスの内容及びサンリッチの施設の内容について，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，同法第４条第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１５年４月１６日

公正取引委員会

委員長　竹島一彦

委員　本間忠良

委員　小林惇

委員　柴田愛子

委員　三谷紘